



Step2. 避難について考えてみましょう！

1. 防災情報の入手方法と避難のタイミングを知りましょう

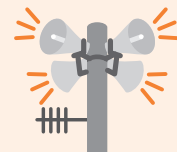
サイレンが鳴ったらすぐ避難！

茨木市では災害時の避難情報等を防災行政無線の屋外スピーカーよりお知らせします。サイレンが鳴ったら、災害が迫っている合図です。洪水浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内に住んでいて立退き避難が必要な方は、災害のおそれがない場所に必ず避難しましょう。

警戒レベル	避難情報	住民がとるべき行動	放送内容の例
高 レベル 5	緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保！ すでに災害が発生している状況です。直ちに命を守る行動をとります。	警戒レベル 4（避難指示） サイレン約1分 休止約5秒 ※3回
レベル 4	避難指示	危険な場所から全員避難 危険が迫っています。速やかに危険な場所から避難先へ避難しましょう。サイレンが鳴ります。	音声放送 洪水浸水想定区域内におられる方は、すぐに避難してください。
レベル 3	高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は避難 避難に時間がかかる高齢者や障害者、乳幼児等とその支援者は避難しましょう。	

放送内容を確認しましょう

茨木市では年に数回、訓練放送を実施しています。自宅から訓練放送が聞けるか確認してみましょう。放送が聞こえにくい場合は、放送から24時間以内であれば電話やインターネットから放送内容を再確認できます。



電話で確認する → **050-5433-9161**
(通話料がかかります)

インターネットで確認する →



災害情報自動配信サービス

インターネットを利用しない(できない)方に災害情報を伝達するため、固定電話・FAXによる災害情報自動配信サービスを行っています。

対象者	①65歳以上の単身高齢者 ②65歳以上のみの高齢者世帯の代表 ③避難行動要支援者※1 ④その他地区代表者等※2
配信手段	固定電話 あるいは FAX 下記の番号から配信します。 【電話番号：0570-095-999】
配信情報	○洪水または土砂災害の避難情報 ○その他の緊急情報
申請方法	「災害情報自動配信サービス登録(変更・解除)申請書」に必要事項を記入のうえ、郵送、FAXまたは持参にて危機管理課へご提出ください。 ※申請書は、茨木市ホームページ、危機管理課窓口等に設置しています。

※1 避難行動要支援者

- ①身体障害者手帳1・2級を所持する身体障害者
- ②精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- ③療育手帳Aを所持する知的障害者
- ④要介護認定3～5を受けている者
- ⑤同居者のみでは避難が困難な者のうち、茨木市長が支援の必要を認めた者

※2 その他地区代表者等

- 以下の方は、インターネットの利用が可能であってもサービスに登録できます。
- ①地区連合自治会長
- ②自主防災組織の会長
- ③要配慮者利用施設の施設管理者(洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に所在し、茨木市地域防災計画に掲載されている施設のみ)
- ④国道171号以北の土砂災害警戒区域を含む小学校区の単位自治会長



④ 避難情報の発令対象地域を知りましょう

■洪水が発生するおそれがある場合

○茨木市では、河川の水位が上昇し洪水の危険性が高まっているときに避難情報(高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保)を発令します。※1

○避難情報は、各河川の洪水浸水想定区域(色が塗られた区域)の町丁目を対象とし、次の河川の区分で発令します。

【安威川上流】※2【安威川下流】※2【茨木川】※3【大正川】【淀川】【女瀬川】

※1 茨木市では、河川の水位上昇のほか、安威川ダムの水位上昇時にも避難情報を発令する場合があります。

※2 安威川を上流、下流に区分する場所は、右岸は茨木川合流点の三咲町、左岸は国道171号以北の西河原三丁目です。

※3 茨木川には勝尾寺川・佐保川を含みます。

■土砂災害が発生するおそれがある場合

○茨木市では、大雨が降り、土砂災害が発生するおそれが高まっているときに避難情報(高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保)を発令します。

○避難情報は、茨木市内の土砂災害警戒区域(色が塗られた区域)の町丁目を対象とし、次の地域の区分で発令します。

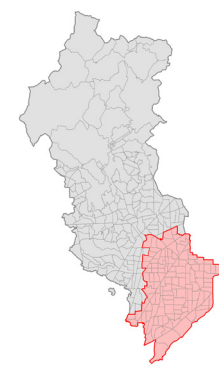
【国道171号以北】【国道171号以南】

：避難情報の発令対象地域

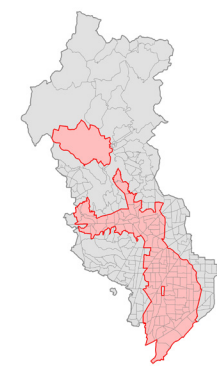
安威川上流



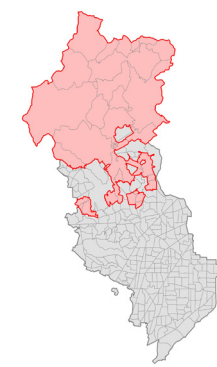
安威川下流



茨木川



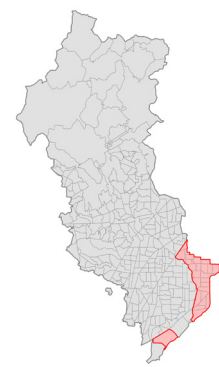
国道171号以北



大正川



淀川



女瀬川



国道171号以南

